

宗教法人と我々

山田 達彦

目次

はじめに	1
第1章 宗教団体の定義と数.....	1
第2章 宗教団体の法人数、信者数の推移.....	6
第3章 なぜ信者数が日本人口より多いのか	10
第4章 大学生の宗教に関する実態	11
第5章 まとめ	14

はじめに

そもそもこの話題で書こうと考えた動機の一つとしては、カルト宗教団体が関連した事件がある。日本ではこれまでさまざまな事件が起こってきた。代表的なもので言うと、地下鉄サリン事件を代表としたオウム真理教によるテロ、最近の事柄でいうと、統一教会と関連した安倍前総理暗殺事件など、これまで後世に伝えられるような大きなニュースがあった。これらの事件から宗教法人は、その形態、信者も含めた実態について非常に興味を持ったということがある。もう一つの動機としては、小さい頃から神社、寺などに行くような行事に関してきっちりやってきた家に生まれてきたため、一般家庭の宗教意識に興味を持ったためである。

このレポートでは宗教法人の定義から数の推移、これからの宗教のあり方はこれからどうあるべきなのかについて記載していこうと考えている。

第1章 宗教団体の定義と数

文化庁(概要)は、「宗教法人は、教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体、つまり「宗教団体」が都道府県知事若しくは文部科学大臣の認証を経て法人格を取得したもの」と定義している。宗教団体はさまざまに分類することができる。文化庁(概要)は「宗教法人には、神社、寺院、教会などのように礼拝の施設を備える「単位宗教法人」と、宗派、教派、教団のように神社、寺院、教会などを傘下にもつ『包

括宗教法人』とある。また、文化庁は『単位宗教法人』のうち包括宗教法人の傘下にある宗教法人を『被包括宗教法人』, 傘下のないものを『単立宗教法人』と分類した。このように傘下のある宗教法人である包括宗教法人、それ以外を単位宗教法人、単位宗教法人の中で傘下に入っている法人を被包括宗教法人、傘下に入っている法人を単立宗教法人と大きく分けられることができる。これら宗教法人はそれぞれ所轄庁、種類別に異なる。文化庁(概要)は「宗教法人の所轄庁は原則として当該法人の所在地の都道府県知事ですが、他の都道府県に境内建物を備える宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教法人、または他の都道府県にある宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁は文部科学大臣です。なお、宗教法人が新たに他の都道府県に境内建物を備えた場合、または備えなくなった場合には、当該法人の所轄庁が変更されます」としており、他の都道府県に宗教施設があるかという基準が重要になる。

それを踏まえてそれぞれの法人数は表1のようになる。文化庁(概要)は文部科学大臣所轄の合計では包括宗教法人は366法人、被包括宗教法人の中の文部科学大臣所轄包括宗教法人に包括されるものは298法人、単立宗教法人は497法人と単立宗教法人、包括宗教法人、被包括宗教法人の順で多いとしている。一方、文化庁(概要)は都道府県知事管轄の合計では包括宗教法人25法人、被包括宗教法人の中の文部科学大臣所轄包括宗教法人に包括されるものは170,312法人、都道府県知事所轄包括宗教法人に包括されるものは233法人、非法人包括宗教団体に包括されるものは306法人、単立宗教法人は6,877法人と文部科学大臣所轄は包括宗教法人の数を被包括宗教法人が上回っているとしている。

このように都道府県をまたがる宗教法人は傘下を持つ包括的宗教法人の方が多ことを示している。また、文部科学省の宗教法人は傘下に都道府県知事管轄の法人を持つことが多いことから、文部科学大臣所管の包括した宗教法人が一つの都道府県に属する宗教団体を傘下としているケースが多く、それら傘下の宗教法人が都道府県を超えているケースが予想できる。

次に宗派別に表1を読み取ってみようと思う。

表1では「神道系」「仏教系」「キリスト教系」「諸教」の4つに分けられる。グラフ2から読み取れるように文部科学大臣管轄では仏教が42%、キリスト教が28%、神道が18%、諸教が12%と続き、グラフ3から読み取れるように都道府県知事管轄では神道系が47%で最も多く、仏教系が43%、諸教が7%、キリスト教が3%と続いている。全体では神道が47%、仏教が43%、諸教7%、キリスト教系が3%と諸教よりキリスト教が少ない。各宗教別に細かく読み取ってみようと思う。

神道系の宗教法人は総数で8万4千法人を超える数存在しており、これは4つの中で最も多い。総計の内訳として包括宗教法人が100法人台、単位宗教法人が84,000法人台となっている。単位宗教法人の内訳としては、被包括宗教法人が81,000法人を超え、どこにも属さない単立宗教法人が2,193法人である。であれば、神道系では単位法人の9割分以上が何らかの包括宗教法人に属しており、独立した単立宗教団体はほとんどない。このように神道系宗教法人はほとんどが大きな包括宗教法人の下にあることを示している。

所轄別に見てみると神道系の文科大臣所轄法人は200法人以上、知事所轄法人は約84,000法人と大多数が都道府県知事管轄となっている。文部科学大臣所轄の210法人の内訳は、包括法人125法人と単立法人や特殊な被包括法人を含むものである。しかしながら、都道府県知事所轄ではほとんどが被包括宗教法人であり、それに加えて単立宗教法人があるという形式のようだ。神道系は包括宗教法人数は125法人と少ないにも関わらず、下に大変多くの宗教法人を抱えているある意味ピラミッドのような構造になっているということがよくわかる。

仏教系の宗教法人は総数で約76,000があり、神道系に次いく多さの宗教法人を持っている。総計の内訳としては、包括宗教法人が約160法人、単位宗教法人が約76,000法人である。単位宗教法人は被包括宗教法人は約73,000法人、単立宗教法人は約2,800法人となっている。神道系と同じく多くの単位法人が包括宗教法人に属している。

所轄別に見ていくと、文科大臣所轄法人は488法人、知事所轄法人は76,280法人である。文部科学大臣所轄の488法人には、包括宗教法人166法人と単立法人を含む。一方、都道府県知事所轄の仏教系法人は全体数の約99%を占めている。仏教系の特徴として包括宗教法人が166法人と4つの中で最も多い。このように神道系と比べるとピラミッド上の構造でも緩やかである。

次にキリスト教系の宗教法人を見ていく。総計としては4,860法人と、神道系、仏教系と比べると少ない。内訳としては包括宗教法人が73法人、単位宗教法人が4,787法人である。単位宗教法人の内訳を見ると、教会など被包括宗教法人は2,865法人、無所属の単立宗教法人は1,922法人となっており、単立型が単位宗教法人の約40%を占めており他の宗教法人系統と異なっている。この背景として包括法人に属さない小さな宗教法人が多いのではないかと推測できる。

所轄別で見ると、文部科学大臣所轄法人は325法人、都道府県知事所轄法人は4,535法人であり、これまで見てきた系列と同じようにほとんどが都道府県知事所轄である。しかしながら、都道府県知事管轄法人が占める割合は低いものとなっている。文部科学大臣所轄は包括法人66法人と単立宗教法人によってなっている。一方、都道府県知事所轄のほとんどは単立宗教法人である。構造としては多くの単立宗教法人があり、少数ながらも包括宗教法人もあるのが特徴である。

最後に諸教系の宗教法人について見ていこうと思う。全体として13,055法人がある。内訳としては包括宗教法人が27法人、単位宗教法人が13,028法人となっている。単位宗教法人を見ると被包括宗教法人は12,584法人、単立宗教法人は444法人で9割ほどが被宗教法人である。諸教系も神道系・仏教系と同様に大半が包括団体に属する形態であるが多くの宗派が含まれていることもあり、多くの傘下を持った巨大な包括宗教法人もあり、それらが数字を底上げしている可能性が考えられる。

所轄別で見えていくと文部科学大臣所轄法人は145法人、都道府県知事所轄法人は12,910法人となっており、ほとんどが都道府県知事所轄であると言える。文科大臣所轄の内訳には包

括宗教法人26法人とその他、単立の宗教法人などが含まれる。一方で都道府県知事所轄のほとんどは単立宗教法人である。諸教系の宗教法人は大きな宗教法人と中小さまざまな法人から構成されていると考えられる。

表1 宗教法人数(2023年12月31日現在)

所轄	系統	区分						合計
		包括宗教法人	単立宗教法人					
			被包括宗教法人			単立宗教法人	小計	
			文部科学大臣所轄包括宗教法人に包括されるもの	都道府県知事所轄包括宗教法人に包括されるもの	非法人包括宗教団体に包括されるもの			
文部科学大臣所轄	神道系	119	23	—	1	67	91	210
	仏教系	155	181	—	4	148	333	488
	キリスト教系	66	40	—	2	217	259	325
	諸教	26	54	—	—	65	119	145
	計	366	298	0	7	497	802	1,168
都道府県知事所轄	神道系	6	81,654	135	107	2,126	84,022	84,028
	仏教系	11	73,373	65	164	2,667	76,269	76,280
	キリスト教系	7	2,763	33	27	1,705	4,528	4,535
	諸教	1	12,522	—	8	379	12,909	12,910
	計	25	170,312	233	306	6,877	177,728	177,753
合計		391	170,610	233	313	7,374	178,530	178,921

出典：文化庁(概要)

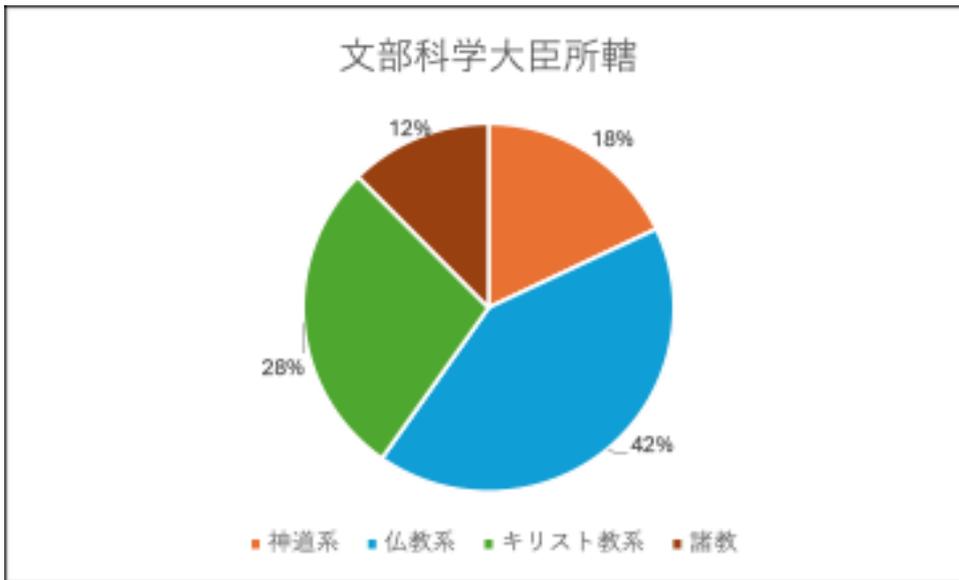


図 1 表 1 の文部科学大臣管轄の宗派別割合

出典：文化庁(概要)

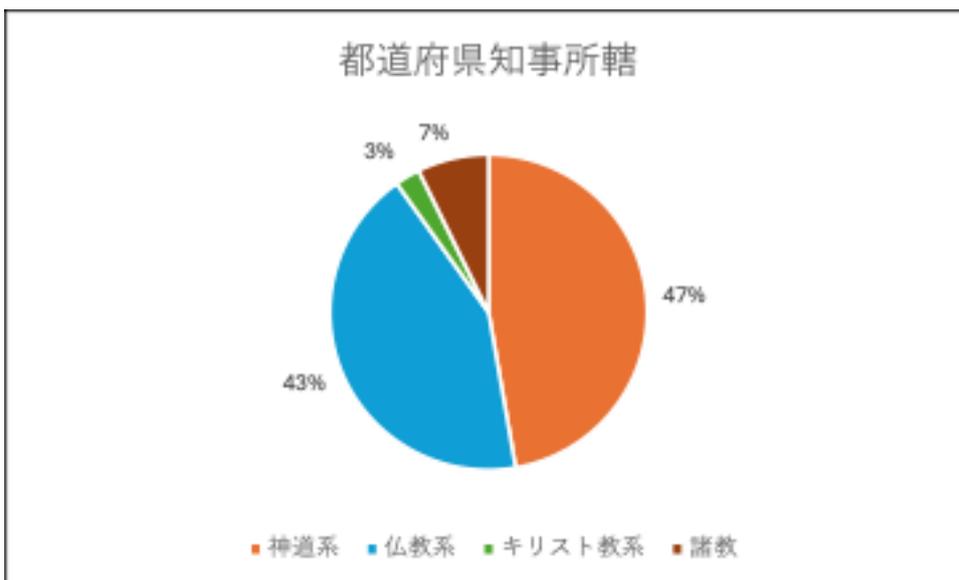


図 2 表 1 の都道府県知事管轄の宗派別割合

出典：文化庁(概要)

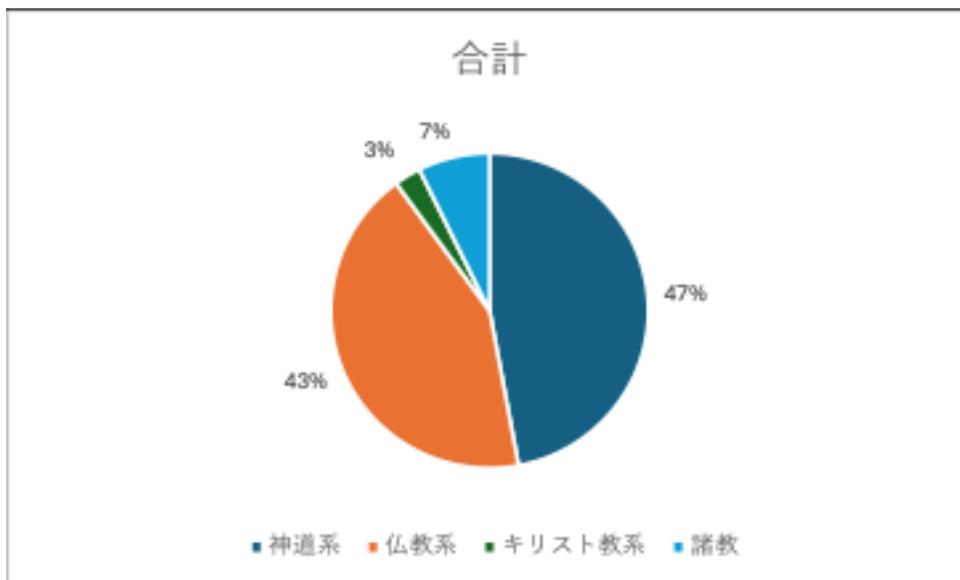


図 3 表 1 の合計の宗派別割合

出典：文化庁(概要)

第 2 章 宗教団体の法人数、信者数の推移

ここでは法人数、信者数の推移について考えていこうと思う(表 2)。宗教法人の推移について、文化庁文化庁宗教課(2015:7-8)は、都道府県知事所轄宗教法人数の合計が 1949(昭和 24)年では 182,199 法人、1956(昭和 31)年には 196,614 法人と増加したものの、総務省統計局(2023 年 12 月 28 日)は 2022(令和 4)年では 179,339 法人と多少の減少があると報告している。

一方、文化庁文化庁宗教課(2015:13)は、信者数が、1949(昭和 24)年では 96,010,685 人であったが、1985(昭和 60)年では 223,798,403 人に増加し、2013(平成 25)年では 190,176,262 人と減少していることを報告した。これらの結果から宗教法人は多少の現象が認められる一方、信者数は大幅に多くなっており、日本の人口を超えてしまっていることとなるがこれは他の宗教団体を兼ねていたりする影響で多くなっていることが考えられる。また、合計は変わらないものの都道府県管轄の単立宗教法人の数は変動している。文化庁文化庁宗教課(2015:8)は都道府県管轄の単立宗教法人数の合計は 1949(昭和 24)年の 1,546 法人から 2013(平成 25)年には 6,891 法人にまで増加していると報告している。これは宗教法人が縮小化し、単立となっていることが予想される。また、文化庁文化庁宗教課(2015:8)は「昭和 45 年に新統計の宗教法人が約 15,000 法人減少し、ほぼ同じだけ諸教に分類される宗教法人が増加しているが、これは天理教及びその被包括宗教法人が自らの系統を神道系から諸教へ変更したことによる」としている。このように系列等を変えたことから変動してしまうこともあるようだ。このようにコロナ流行以前ではそれぞれ大きな変動がないと

考えられる。

表2をみると1963年から1976年に教師数が大幅に増加していることがよくわかる。この原因に関しては様々な原因が考えられる。

一つ目の仮定として高度経済成長からの影響が窺える。高度経済成長はちょうど1960年代から70年代前半であり、戦後から生活が豊かになっていく中で精神的な充足を求める人が増え、信者数が増えることで聖職者の需要が増加したといった側面が考えられる。

二つ目として制度の変化の影響が大きいと考えられる。1951年の「宗教法人法」施行後に特に1960年代宗教法人が法的に「教師」を登録することとなったためだと考えられる。

COVID-19(Coronavirus Disease 2019)の要因について考えてみようと思う。COVID-19の流行以前である2019年、COVID-19が流行していた、2020-2021年、COVID-19の流行が落ち着いた2020年を比較してみようと思う。

COVID-19流行以前である2019年は宗教活動が通常通り行われており、宗教法人・教師数・信者数は高い水準を維持していた。宗教法人数は180,828法人、教師数は652,045人、信者数派652,045人、信者数は約1億8,300万人に達しており、昨年の数値から変わらないことから長年にわたって形成されてきた宗教組織の規模に加えて社会的基盤が安定していたことが窺える。この時期の宗教法人は対面での儀礼、参拝などを中心として生活の中で大きな存在感を持っていたと見られる。

2020年から2021年にかけてのコロナ禍は非常事態宣言などの影響によって祭礼などの行事が中止に追い込まれるなど対面での活動が難しくなった。宗教法人数は2020年に180,544、2021年には179,952へと減少しており、教師数も同様、2020年に648,553人、2021年に646,952人と減少した。特に顕著であったのは信者数であり、2020年には約1億8,114万人、2021年には約1億7,956万人と、2019年から2年間で約350万人を超える人数が減少している。これは、参拝などの対面での宗教との接点が弱まったこと、この流行禍で宗教活動から距離を取る動きが進んだことが背景にあると考えられる。新型コロナウイルス流行禍は、宗教への参加を大きく変えたと考えられる。

2022年は、社会全体として行動制限が緩和され、いわゆる「コロナ禍後」に位置づけられる時期である。しかし、宗教に関する主要数値を見ると、必ずしも回復傾向は確認できない。宗教法人数は179,339とさらに減少し、教師数も627,849人へと大きく落ち込んでいる。信者数に至っては約1億6,299万人と、2019年と比べて約2,000万人以上の減少となっており、コロナ禍による影響が一時的ではなく、構造的な変化として定着しつつあることを示唆している。

この背景には、コロナ禍を通じて宗教との関わりを見直した人々が、感染収束後も元の活動頻度に戻らなかったことや、オンライン化が進んだ一方で、宗教特有の共同体性を十分に代替できなかったことがあると考えられる。以上を踏まえると、コロナ禍は宗教活動に対して短期的な混乱をもたらしただけでなく、信者数や教師数の減少という形で中長期的な影響を残している。特に信者数の大幅な減少は、宗教が社会において担ってきた役割や、人々

の宗教への関与の在り方が変化しつつあることを示している。コロナ禍は、宗教の「存在意義」や「参加形態」を再考させる契機となり、ポスト・コロナ社会において宗教がどのように人々と関わっていくのかが、今後の重要な課題であるといえる。

表2 宗教法人に関する主要数値の推移(1949~2022年、各年12月31日現在)

西暦	和暦	宗教法人					合計	教師	信者
		包括宗教法人	単位宗教法人						
			被包括宗教法人	単立宗教法人	小計				
1949	昭和 24	406	180,653	1,546	182,199	182,605	322,017	96,010,685	
1950	昭和 25	587	186,028	1,848	187,876	188,463	316,990	109,508,691	
1951	昭和 26	720	182,450	1,790	184,240	184,904	375,453	117,042,621	
1952	昭和 27	178,603	...	313,717	80,391,689	
1953	昭和 28	372	177,078	2,307	179,385	179,757	346,584	129,400,070	
1954	昭和 29	376	193,796	2,442	196,238	196,614	368,635	142,868,422	
1955	昭和 30	377	176,850	2,772	179,622	179,999	344,912	135,975,141	
1956	昭和 31	377	175,979	2,139	178,118	178,495	331,641	123,115,901	
1957	昭和 32	380	176,660	2,397	179,057	179,437	338,521	127,610,317	
1958	昭和 33	378	175,678	2,707	178,385	178,763	344,178	130,482,928	
1959	昭和 34	380	177,125	2,860	179,985	180,365	347,807	133,811,316	
1960	昭和 35	380	176,871	3,218	180,089	180,469	347,181	138,403,188	
1961	昭和 36	380	176,503	3,413	179,916	180,296	362,041	145,596,225	
1962	昭和 37	402	176,557	3,284	179,841	180,243	374,514	148,657,840	
1963	昭和 38	406	177,167	3,491	180,658	181,064	844,523	156,190,436	
1964	昭和 39	404	176,051	4,029	180,080	180,484	1,192,360	159,541,396	
1965	昭和 40	403	176,239	3,849	180,088	180,491	1,585,522	155,905,520	
1966	昭和 41	417	176,517	3,639	180,156	180,573	1,891,015	165,521,892	
1967	昭和 42	419	178,296	3,756	182,052	182,471	1,879,489	169,108,017	
1968	昭和 43	423	177,506	3,800	181,306	181,729	1,883,674	174,336,557	
1969	昭和 44	425	176,944	3,949	180,893	181,318	1,888,356	177,431,670	
1970	昭和 45	419	177,184	3,914	181,098	181,517	1,891,727	178,971,327	
1971	昭和 46	420	177,307	4,047	181,354	181,774	1,983,910	175,670,509	
1972	昭和 47	422	176,801	4,205	181,006	181,428	1,999,162	178,573,952	

1973	昭和 48	422	179,746	4,405	184,151	184,573	2,030,648	182,871,070
1974	昭和 49	420	176,865	4,344	181,209	181,629	2,055,830	182,615,306
1975	昭和 50	416	176,700	4,445	181,145	181,561	2,079,118	188,211,201
1976	昭和 51	418	177,848	4,568	182,416	182,834	2,125,595	191,026,130
1977	昭和 52	420	177,540	4,531	182,071	182,491	602,852	193,563,246
1978	昭和 53	421	177,105	4,610	181,715	182,136	602,858	201,246,450
1979	昭和 54	422	177,176	4,671	181,847	182,269	617,173	201,399,575
1980	昭和 55	423	177,488	4,835	182,323	182,746	628,089	200,395,255
1981	昭和 56	423	177,502	5,035	182,537	182,960	623,693	209,273,063
1982	昭和 57	422	177,491	5,216	182,707	183,129	628,519	207,080,172
1983	昭和 58	420	177,400	5,203	182,603	183,023	640,110	220,783,145
1984	昭和 59	417	177,663	5,265	182,928	183,345	645,018	217,105,537
1985	昭和 60	417	177,743	5,320	183,063	183,480	645,839	223,798,403
1986	昭和 61	417	177,596	5,436	183,032	183,449	635,315	213,554,815
1987	昭和 62	418	177,835	5,524	183,359	183,777	658,471	218,433,832
1988	昭和 63	416	177,696	5,749	183,445	183,861	654,850	217,700,643
1989	平成元	415	177,682	5,800	183,482	183,897	654,692	210,923,809
1990	平成 2	416	177,709	5,845	183,554	183,970	664,991	217,229,831
1991	平成 3	415	177,591	5,888	183,479	183,894	665,815	214,730,194
1992	平成 4	415	177,539	5,943	183,482	183,897	670,882	220,079,138
1993	平成 5	415	177,673	5,908	183,581	183,996	680,683	219,722,517
1994	平成 6	415	177,918	5,955	183,873	184,288	684,997	219,838,678
1995	平成 7	415	177,640	5,966	183,606	184,021	681,966	215,983,567
1996	平成 8	415	177,308	6,163	183,471	183,886	649,937	206,318,645
1997	平成 9	415	176,962	6,240	183,202	183,617	630,701	212,647,075
1998	平成 10	412	176,674	6,254	182,928	183,340	630,622	215,063,458
1999	平成 11	411	176,327	6,197	182,524	182,935	675,521	214,028,032
2000	平成 12	410	176,044	6,205	182,249	182,659	680,907	215,365,872
2001	平成 13	410	176,013	6,264	182,277	182,687	655,463	214,755,485
2002	平成 14	411	175,898	6,325	182,223	182,634	650,418	215,963,855
2003	平成 15	409	176,638	6,347	182,985	183,394	657,915	213,826,700
2004	平成 16	404	175,810	6,427	182,237	182,641	647,304	213,826,661
2005	平成 17	404	176,366	6,430	182,796	183,200	651,161	211,020,747

2006	平成 18	400	175,965	6,503	182,468	182,868	648,416	208,845,429
2007	平成 19	399	175,719	6,591	182,310	182,709	645,552	206,595,610
2008	平成 20	399	175,592	6,610	182,202	182,601	677,146	207,183,223
2009	平成 21	400	175,457	6,664	182,121	182,521	678,980	207,304,920
2010	平成 22	399	175,292	6,705	181,997	182,396	676,541	199,617,278
2011	平成 23	398	175,112	6,743	181,855	182,253	654,297	196,890,529
2012	平成 24	397	174,959	6,844	181,803	182,200	665,895	197,100,835
2013	平成 25	399	174,671	6,891	181,562	181,961	696,971	190,176,262
2014	平成 26	399	174,476	6,935	181,411	181,810	685,867	190,219,862
2015	平成 27	399	174,275	6,971	181,246	181,645	655,891	188,892,506
2016	平成 28	399	174,058	7,040	181,098	181,497	650,679	182,266,404
2017	平成 29	399	173,774	7,079	180,853	181,252	657,238	181,164,731
2018	平成 30	399	173,576	7,089	180,665	181,064	659,658	181,329,376
2019	平成 31	395	173,292	7,141	180,433	180,828	652,045	183,107,772
2020	平成 32	397	172,957	7,190	180,147	180,544	648,553	181,146,092
2021	平成 33	394	172,337	7,221	179,558	179,952	646,952	179,560,113
2022	平成 34	393	171,595	7,351	178,946	179,339	627,849	162,991,299

出典：1949～2013年は文化庁文化部宗務課(2015年3月)、2014～2022年は総務省統計局(2023年12月28日)

第3章 なぜ信者数が日本人口より多いのか

データを見た通り、信者数が日本人口より多いのかそれに関して、つぎのような認識があるようだ。nippon.com(2018)は理由としてこのように述べている。「一つは信教の自由・政教分離の原則を尊重し、宗教団体に対する行政の関与を最大化しようという考え方があるからだ。統計は宗教団体の自発的協力によるもので、「信者」をどう定義するも各団体任せの自己申告制。かつては信者数の合計が2億人を上回ったこともあった。」としている。このようにそれぞれの定義が異なるといった点は見受けられるように考えられる

また、日本人口を超える信者数の背景には、日本特有の宗教観や慣習が深く関係していると考えられる。Nippon.com (2018)は、「自宅に仏壇と神棚の両方を備え、「寺の檀家」あり「神社の氏子」であることも珍しくはない」と指摘しており、仏教と神道を同時に信仰する二重加入の状況が広く存在している。つまり、ある個人が仏教系の寺院の檀家でありながら、地元の神社の氏子としても活動しているという事例が多く見られ、1人の人間が複数の宗教団体に属しているということになる。

さらに、複数の寺の檀家としてカウントされている人々の存在も、信者数が膨らむ一因と

されている。たとえば、既婚女性が自分の実家が檀家となっている寺の信者であると同時に、婚家が檀家となっている寺の信者でもあるとすると、1人の人物が2人分としてカウントされることになる。このような数え方は統計上の信者数を押し上げる大きな要因となると考えられる。

加えて、信者数の把握方法にも制度的な限界がある。文化庁の統計は、各宗教法人の自己申告制によって集められているため、「信者」の定義が法人ごとに異なる可能性がある。形式的に宗教行事に参加したことがある、あるいは家族単位で登録されているといったケースもあり、実質的な信仰の有無とは一致しない数字になっていると考えられる。

実際、信者数の合計は1億9,000万人超とされ、日本の総人口(約1億2,000万人)と比べて大きく離れている。また、宗教法人の主要数値が推移していることでも宗教法人の数自体は安定している一方、信者数は年度によって増減している。これは、信者数の実態が宗教行為の頻度や信仰心よりも、慣習的・形式的な関わりの広がり示しているためだと推測できる。

第4章 大学生の宗教に関する実態

これまでは国の宗教の実態というマクロな内容であったため、この章ではよりミクロな大学生、大学院生の実態について深めていきたい。

参考資料として國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月)が報告した「第13回学生宗教意識調査」を用いる。この調査は1995年以降、継続的に実施されてきた調査であり、日本の若者の宗教意識や宗教リテラシーの実態を把握するための重要な基礎資料年して活用されている。今回は5年ぶりの調査なのに加えてCOVID-19の流行時に取られた調査であり、オンラインで行われた調査であることに加えて先ほどの章での話題と被る点もある。國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:1)は、「第13回学生宗教意識調査」の総回答者数は1,656名、うち有効回答は1,644名(99.3%)であり、有効回答者の性別は男性600名(36.7%)、女性1,017名(62.2%)、その他18名(1.1%)であり、在学している学校の宗教系・非宗教系の別は宗教系が705名(44.5%)、非宗教系が879名(55.5%)であった。

國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:2)によると「現在、信仰を持っている」と回答した学生は全体の10.7%であり、明確に宗教を信仰している学生は少ないという結果となった。一方、「信仰は持っていないが、宗教に関心がある」と回答した学生は51.9%と過半数を占めていることに加えて、前回の調査から16ポイントほど増加している。ここまでの増加を産んでいる要因として文化・知識・社会現象として捉えているということが言えると思う。実際、「高校までに宗教文化の基礎知識を学ぶべき」、「宗教は人間に必要なだと思う」との回答は肯定的か回答が多い一方、自ら思想を持つという項目は低水準にとどまっている。このように信仰離れが多くなっている一方文化的に信仰しているといった

ことがわかった。

また、「現在、信仰を持っている」と回答した174人を対象とした質問では、全体で神道が36.2%と一番多く、次に仏教が32.8%と2番目、その次に13.2%でキリスト教という結果だった¹。ここで意外な結果となっていた点が非宗教系大学での仏教の割合が34.7%と全体の32.8%よりも多いことだ。この背景として家庭環境・宗教との接触にやすさ・生活習慣としての仏教の要素が強いからだ。

まず、家庭における宗教環境を見てみると「家の宗教(複数回答)」という質問では仏教を挙げた学生は64.4%となっており、17.2%の神道やキリスト教の4.7%を大きく上回っている²。この結果からは、成長段階において主な宗教として仏教に関わってきていることが要因として考えられる。

次に、宗教的習俗への関わり方として「あなたの家族は去年のお盆の墓参りはどうしましたか。」という質問では53.1%と「家族で行った」が半分を超える割合で最も多く、22.2%である「行った家族もいるが自分では行かなかった」も合わせると家族単位では7割以上が入っていることとなる³。また、「家にある宗教的なもの(複数回答)」として「次のうち、あなたの家(一人暮らしの場合などは実家)にあるものすべてを選んで下さい。」という質問への回答は、全体では54.1%、非宗教系では53.4%が「仏壇」、全体では55.1%、非宗教系は54.0%など「亡くなった近親者の写真」がほぼ同率で多くどちらも仏教に関連するものである⁴。このように家族の宗教というだけに留まらず、無自覚にも自身の日常生活に深く入り込むように仏教との関わりが存在していることが要因として挙げられる。

このような結果から宗教系大学に所属しているか否かという問題ではなく、家庭環境や風習から触れる機会が多く、継承されている宗教であるため、たとえ非宗教系学生であろうと仏教の名前が挙げやすいことが起因しているのではないかと考えられる。

次に信仰が多い神道が多い理由に関しても掘り下げていきたいと思う。前述したように、「家の宗派(複数回答)」として「神道」を挙げている人は17.2%であったが、「あなたの家族は今年の初詣はどうしましたか。」との質問では50.2%で「家族で行った」が圧倒的に多く、14.1%の「家族とは別に自分だけで行った」も合わせると60%を超える人数が初詣に行っていることがわかる。また、「行った家族もいるが自分では行かなかった」も11.1%と家族単位ではほとんどの人が行っていることが分かる。また、「家にある宗教的なもの(複数回答)」として「次のうち、あなたの家(一人暮らしの場合は実家)にあるもの全てを選んでください。」という質問では42.6%が神棚を選択している。また、所有している宗教的なもの(複数回答)として「次のうち、あなた個人で持っているもの全てを選んでください」との質問で95.1%

¹ 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:3)

² 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:5)

³ 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:6)

⁴ 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:7)

がお守りと答えていた⁵。非宗教系の学生が信仰している宗教として全体に比べて神道が多いのは神仏習合の影響で曖昧になっていること、宗教としての仏教のイメージが強く葬式、仏壇など多くの機会に仏教として触れる機会が多い一方、神道は神の存在が曖昧と言ったこともあり「神道」として信仰されていないことが起因しているのではないかと分析する。

実際私も國學院大学を説明する時に神道を説明するのに大変困難になっている現状があり、仏教ではないと説明からしなくてはなりません。

次に現状どのくらいの人が宗教や神というものを信じているのか明らかにしたいと思う。「[III]宗教や宗教化に関する考え」という項目の『「神の存在」を信じるか』などの質問の全体数値をまとめた「神・仏・霊魂・超自然的な力を信じる割合(全体)の比較」というグラフでは、神の存在を20.2%が「信じる」、「あり得ると思う」が43.7%答えており信じているのは全体で六割を超えており、また男女別、宗教系、非宗教系の回答でも6割を超えていることがわかる。特に霊魂に関しては7割を超える結果となっている⁶。

また、『「スピリチュアルな」という表現の印象(複数回答)』の「「スピリチュアルな」という表現であなたが感じるのは次のうちどれですか」(複数回答)では「精神的に深みのあることを感じる」という回答が46.5%であった⁷。このように宗教と共に科学を超越した力のようなものを信じるような傾向にあると考えられる。これに関連して怪しい宗教に入り込んでしまうという懸念点がある。

実際、「[VII]オウム真理教について」の「オウム真理教に関連する次の事柄のうち、あなたが知っているものを選んでください」という質問への回答は、「信者たちが修行していた建物」である「サティアン」が32.0%、後継団体と言われている「アレフ」は61.7%、「光の輪」は39.3%であった⁸。このように、オウム真理教についての知識が少ないと思え、そのような団体、宗教だとは気づかず近づいてしまう懸念がある。

「[IV]宗教に関わる事柄への意見」では、「どんなに科学が発達しても宗教は人間に必要だ。」「宗教を信じると、心のよりどころができる。」「災害が起こった際には人々を支えることができる。」「パワースポットを訪れるとパワーをもらうことができる。」といった質問で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という肯定的な回答が6割を超えている⁹。一方、「一般的に宗教は、アブナイというイメージがある。」「特定の宗教集団が特定の政党を支持するのは良くない」「街頭での布教は迷惑だから、法律によって規制すべきだ。」という質問にも賛同の意見があり、賛成する意見がありながらも危険視するような意見も見受けられる。

⁵ 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:8)

⁶ 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:11)

⁷ 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:13)

⁸ 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:29)

⁹ 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:14)

加えて、「宗教トラブルがあった時に相談できるような公的な窓口の設置が必要だ。」といった回答では9割以上が賛同しており、トラブルが絶えないこと、つきものであると言ったイメージが損なわれていないことがよくわかり、そう言った警戒心が根強いことがよくわかる¹⁰。

次に多様性、男女平等が近年の課題となっていることからそれらの問題に沿ったデータに着目したいと思う。「[Ⅷ]宗教とジェンダーについて」という項目では「宗教によっては女性が教団の特定の役職や地位につけないことがあります。これは差別だと思いますか」といった質問では「差別だと思うので見直すべき」という回答は男性では36.5%であり、女性は50.4%と13.9ポイントの差、「差別だと思わない」という回答は男性19.1%、女性8.0%と11ポイントの差が見られ¹¹、男女で意見の違う課題のように思われる。

より身近に感じやすいものとして「宗教によっては、山など一部の神聖な場所には、女性が入ってはいけないとするところがありますが、これは差別だと思いますか」という質問に対しては、「差別だと思うので見直すべき」という回答は、男性(33.5%)と女性(46.2%)で10ポイント以上の差がある。加えて「差別だと思わない」という回答も男性(21.6%)、女性(12.9%)で5ポイント以上の差があるなど男女で傾向が異なることがわかった¹²。

女性がそのような現状を変えるべきだと考えている一方、「宗教によっては、妊娠中絶を禁じているところがあります。これについてあなたはどう思いますか。」という質問では「関与していい」が男性(22.9%)と女性(13.1%)と10ポイント近い差があり、「関与すべきでない」が男性(49.1%)と女性(62.8%)で20ポイント近くの差があり¹³、女性はあまりみじかに感じないことに関しては変えるべきだと考え、身近に関連するより想像しやすい課題に関しては関わるべきではないとした。一方男性は想像しにくいような問題に関しては否定的で想像しやすい問題に関しては否定的であった。

第5章 まとめ

これまで章のまとめを提示したいと思う。

第1章では2023年の統計をもとに法人の種類ごと宗派別に分析していった。その中で特に宗派別の分析で神道系は少ない包括宗教法人が多くをまとめている方式、仏教系は神道系と似ていながらも仏教に比べては包括宗教法人が少ない結果で、キリスト教系は単立宗教法人のような小さい宗教法人が多く、諸教系は大きな包括宗教法人から小さい単立宗教法人がある構造となっていることがわかった。

¹⁰ 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:14)

¹¹ 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:31)

¹² 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:32)

¹³ 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所(2022年3月:34)

第2章では宗教法人の変動について分析を行った。特に新型コロナウイルス流行を経て全体の数を減らしていくこととなった。第3章では宗教法人の総数が日本人口をなぜ超えているのかということ进行分析した。結果としてそれぞれの宗派によって信者の数え方が違う、二個以上の宗教の信者である可能性があることが主に原因ではないだろうかという分析をした。

第3章では「第13回学生宗教意識調査」を用いて大学生の宗教、またはそれに類似する分析を行った。この章では特に我々大学生のような若者が宗教やそれに類似する信仰に関して信じながらも危険性を感じているという二面的な宗教への向き合い方をしていること、男女での女性の禁忌についての捉え方の違いがよくわかった。

【参考文献】

- 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所編(2018年2月)『学生宗教意識調査総合分析(1995年度～2015年度)』
<https://www.kokugakuin.ac.jp/assets/uploads/2018/03/SATRA2017-full-p117ed.pdf>、
2025年8月27日閲覧
- 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所編(2022年3月)『第13回学生宗教意識調査報告—改訂増補版—』
<https://www.kokugakuin.ac.jp/assets/uploads/2022/05/CSATRS2020enlarged-full.pdf>、
2025年8月27日閲覧
- 総務省統計局(2023年12月28日)「宗教統計調査7 主要数値の推移 宗教法人 | 統計表・グラフ表示 | 政府統計の総合窓口」<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003284679>、
2024年10月21日閲覧
- Nippon.com(2018年7月)『日本の人口1.26億人なのに、宗教に信者数は1.82億人!』<
<https://www.nippon.com/ja/features/h00226/>>2025年1月16日閲覧
- 文化庁(更新年非公表)「概要 | 文化庁」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/gaiyo.html>、2024年8月27日閲覧(本文・脚注では「文化庁(概要)」と称す)文化庁文化部宗務課(2015年3月)『宗教関連統計に関する資料集』(文化庁「平成26年度宗教法人等の運営に係る調査」委託業務)
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/shumu_kanrentokei/pdf/h26_chosa.pdf、2024年4月18日閲覧